

仕 様 書

1. 件名 大阪中之島美術館 映像機器の購入
2. 規格・基準品・数量
 - (1) 「物品明細書」のとおり
 - (2) 「物品明細書」別紙規格一覧で「1.調達物品」に「(4) 付属品」を記しているものは、基準品を選定した場合は基準品とともに調達し、設置時に取り付けること。
3. 納入場所 大阪市北区中之島4丁目 大阪中之島美術館
※納入場所における各物品の搬入・設置場所の詳細については受注者決定後通知する。
4. 納入期限 令和3年9月10日（金）
5. 納入について
 - (1) 作業時間は原則平日の9:00～17:30の間とする。
 - (2) 物品の納入にかかる必要経費は全て受注者負担とする。
 - (3) 納入日程については発注者と協議の上決定すること。なお、納入は令和3年7月1日（木）以降に行うこと。
 - (4) 物品を開梱、動作確認を行い、発注者による納入検査を受けること。
 - (5) 納入時に、施設やその設備等に損傷を与えないように十分注意すること。また、納入時に発生した廃棄物等は全て受注者が持ち帰り、適切に処分すること。
6. 特記事項
 - (1) 保証
 - ア 物品明細書に記載した期間の保証を付けること。
 - イ 納入後、通常の使用により物品明細書記載の保証期間内に異常が生じた場合は、速やかに無償で修理、部品交換、または物品自体の交換を行うこと。
 - (2) 搬入・設置
 - ア 物品明細書№1、2の業務用ディスプレイ及び物品明細書№4、5のプロジェクターは、納入時に発注者立会いのもと、初期設定及び動作確認を行うこと。
 - イ 物品明細書№6のプロジェクター及び物品明細書№7の超短焦点プロジェクターは、納入時に発注者立会いのもと、動作確認を行うこと。
 - ウ 物品明細書№8、9のメディアプレーヤーは、納入時に発注者立会いのもと、OSを最新のバージョンにアップデートし、初期設定を完了すること。
 - エ 初期設定及び動作確認にかかる必要経費は全て受注者負担とする。
 - (3) 本仕様書に記載のない事項については、発注者と協議の上決定すること。

7.担当

地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪中之島美術館準備室

住所：〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1-86

大阪市中心卸売市場本場業務管理棟8階

電話：06-6469-5194 ファックス：06-6469-5195